

令和6年度 埼玉地方労働審議会 第1回 埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会

日時 令和6年5月20日（月） 9時30分～
場所 埼玉労働局 15階大会議室

次 第

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会運営規程について
- 3 埼玉県紙加工品製造業最低工賃改正決定について
- 4 その他

資料一覧

- 資料 1 埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会委員名簿
関係法令
- 資料 2 埼玉地方労働審議会運営規程
- 資料 3 埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会運営規程(案)
- 資料 4 第14次最低工賃新設・改正計画の実施について
- 資料 5 最低工賃改正手続の流れ
- 資料 6 埼玉県紙加工品製造業最低工賃
- 資料 7 埼玉県最低賃金と消費者物価指数の推移
- 資料 8 埼玉県紙加工品製造業における家内労働実態調査結果【令和5年度】
- 資料 9 最低工賃の改正決定について(諮問)
- 資料 10 最低工賃改定試算表
- 資料 11 委託事業所数及び家内労働者数等の推移(埼玉県)
- 資料 12

埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会委員名簿

埼玉労働局

区分	氏名	現職
公益代表委員	金井 郁	埼玉大学大学院 人文社会科学研究科 教授
	金子 直樹	早稲田の杜法律事務所 弁護士
	鈴木 奈穂美	専修大学 経済学部 教授
家内労働者代表委員	小畠 寿成	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟埼玉県支部常任
	迫 幸太郎	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副事務局長
	真田 友一郎	スーパー・バッグ労働組合 中央執行委員長
委託者代表委員	岩田 英久	埼玉県商工会連合会 専務理事
	佐藤 功一	森紙販売株式会社東京支店 業務部部長
	廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事

(五十音順・敬称略)

○家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）（抄）

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるとときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるとときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後 の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第十三条

最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一條に規定する賃金をいう。）との均衡を考慮して定めなければならない。）

（専門部会等）

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならぬ。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

○地方労働審議会令(平成十三年政令第三百二十号)（抄）

(部会)

- 第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するものに限る。) の議決をもつて審議会の議決とすることができます。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(最低工賃専門部会)

- 第七条 家内労働法第二十二条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

- 第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものとの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

埼玉地方労働審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 埼玉地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があつたとき、会長が必要があると認めると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があつたときに会長が招集する。

- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
- 3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

(委員の欠席)

第3条 委員は、会長が必要があると認めると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によつて会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(会長の職務)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。また、会長に事故あるときは、会長代理がこれを代行するものとする。
(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとすることは、会長の許可を受けるものとする。
(関係機関等の意見聴取)

- 6 審議会は、必要があると認めると認めるときは、関係行政機関の説明を聞くことができる。
- 2 審議会は、必要があると認めると認めるときは、委員でない者の意見を聽くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合は意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

(議事録及び議事要旨)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合は意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(読み替え規程)

第9条 第2条から第8条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるものは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(意見及び建議の提出)

第10条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

(部会の設置)

第11条 審議会は、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

(部会の議決)

第12条 前条に規定する部会又は部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもつて審議会の議決とする。

ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関する事項に關して、審議会の議決を特に必要とすることを定めたときは、この限り

でない。

(臨時委員の任命)

第13条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

(部会の議事運営)

第14条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関する必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年11月19日から施行とする。

この規程は、平成18年3月9日から施行とする。

この規定は、令和3年12月10日から施行とする。

埼玉地方労働審議会 紙加工品製造業最低工賃専門部会運営規程（案）

（規程の目的）

第1条 埼玉地方労働審議会（以下「審議会」という。）に設置する紙加工品製造業最低工賃専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、家内労働法（昭和45年法律第60号）、地方労働審議会令（平成13年政令第321号）及び埼玉地方労働審議会運営規程に定めるもののはか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低工賃の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員（以下「委員」という。）の数は、9人とする。

（報告）

第4条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会长に報告するものとする。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に關し必要な事項は、部会長が定める。

2 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

雇用契約第2号
令和4年3月18日

都道府県労働局長 殿

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実際に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとすること。

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)

第14次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、平成31年3月28日付け雇用均発第2号「第13次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が令和3年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、令和4年度から6年度までの3年間を計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図られたい。

記

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として3年をめどに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対して、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

(2) 実態調査

(3) 改正諮問の見送り
本計画に従った改正如について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正如を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行ふこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。
(1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
(2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
(3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがある場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。
なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

別添

第14次最低工賃新設・改正計画(令和4年4月～7年3月)

局名 (2023.4.1現在の件数)	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件名	件数	件名	件数	件名	件数	件名	件数	件数
01 北海道	2 和服裁縫(改正)	1	男子既製服(廃止)	1	男子・婦人既製服(改正)	1	男子・婦人既製服(改正)	1	1
02 青森県	3 電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	婦人・男子既製洋服(改正)	1	婦人・男子既製洋服(改正)	1	1
03 岩手県	2 通信機器用部品(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	1
04 宮城县	2 通信機器用部品(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	男子・婦人既製服(改正)	1	男子・婦人既製服(改正)	1	1
05 秋田県	1 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	機縫ニット(改正)	1	機縫ニット(改正)	1	1
06 山形県	1 横縫二トル(改正)	1	婦人・子供既製服(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	1
07 福島県	3 草靴(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	衣服(改正)	1	衣服(改正)	1	1
08 新潟県	3 斧(改正)	1	婦人服(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	1
09 埼玉県	2 草袋(改正)、足袋(改正)、縫製(改正)	3	紙加工品(改正)	3	電機機器(改正)	1	電機機器(改正)	1	1
10 群馬県	3 草袋(改正)、足袋(改正)、縫製(改正)	1	作業工具(廃止)	1	婦人既製洋服(廃止)	1	婦人既製洋服(廃止)	1	1
11 埼玉県	5 フラスナー加工(改正)	1	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	1
12 東京都	1 洋食器・器物(廃止)	1	洋食器・器物(廃止)	1	作業工具(廃止)	1	紙加工品(廃止)	1	1
13 東京都	3 眼鏡(改正)	1	眼鏡(改正)	1	男子・婦人既製洋服(改正)	1	男子・婦人既製洋服(改正)	1	2
14 神奈川県	3 車両電気配線装置(改正)	1	車両電気配線装置(改正)	1	車両電気配線装置(改正)	1	車両電気配線装置(改正)	1	1
15 新潟県	4 男女用洋服(改正)	1	下着・補整着(廃止)	1	車両電気配線装置(改正)	1	車両電気配線装置(改正)	1	1
16 富山県	2 電気機械器具(改正)	1	丹後地区綿織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1	紙加工品(改正)	1	1
17 石川県	0 電気機械器具(改正)	1	2 鉛筆(改正)	2	男子既製洋服(改正)	1	男子既製洋服(改正)	1	1
18 福井県	2 電気機械器具(改正)	1	下着・補整着(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	1
19 山梨県	3 男女用洋服(改正)	1	丹後地区綿織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1	紙加工品(改正)	1	1
20 長野県	2 男女用洋服(改正)	1	2 男女用洋服(改正)	2	男子既製洋服(廃止)	1	男子既製洋服(廃止)	1	1
21 岐阜県	3 車両電気配線装置(改正)	1	1 男女用洋服(改正)、男子既製洋服(改正)	1	車両電気配線装置(改正)	1	車両電気配線装置(改正)	1	1
22 静岡県	1 但馬地区紬・入締・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(改正)	1	2 下着・補整着(廃止)	2	紙加工品(改正)	1	紙加工品(改正)	1	1
23 爽や知	1 但馬地区紬・入締・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(改正)	1	1 男女用洋服(改正)、靴下(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	2
24 三重県	1 既製服(改正)	1	2 鉛筆(改正)	2	靴下(改正)	1	靴下(改正)	1	1
25 滋賀県	1 和服裁縫(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	1
26 京都府	2 既製服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	1
27 大阪府	1 既製服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	車両電気配線装置(改正)	1	車両電気配線装置(改正)	1	1
28 兵庫県	5 但馬地区紬・入締・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(改正)	2	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1
29 福岡県	1 既製服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1
30 和歌山县	0 和服裁縫(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1
31 鳥取県	2 和服裁縫(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(廃止)	1	1 男女用洋服(廃止)	1	1
32 福岡県	3 和服裁縫(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1
33 鹿児島県	1 和服裁縫(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1
34 広島県	4 既製服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	2
35 山口県	2 既製服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1
36 徳島県	1 既製服(下着・ハンカチーフ)(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 手袋・ツバメスカバ(改正)	1	1 手袋・ツバメスカバ(改正)	1	1
37 香川県	1 既製服(改正)	1	1 タオル(改正)	1	1 織錦産業(改正)	1	1 織錦産業(改正)	1	1
38 愛媛県	1 既製服(改正)	1	1 婦人服(改正)	1	1 男子服(改正)	1	1 男子服(改正)	1	1
39 知覧町	2 卫生用紙(改正)	1	1 婦人服(改正)	1	1 婦人既製服(改正)	1	1 婦人既製服(改正)	1	1
40 福岡県	2 和服裁縫(廃止)	1	1 和服裁縫(廃止)	1	1 男女用洋服(廃止)	1	1 男女用洋服(廃止)	1	1
41 佐賀県	1 和服裁縫(廃止)	1	1 和服裁縫(廃止)	1	1 男女既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)	1	1 男女既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)	1	1
42 長崎県	3 和服裁縫(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 電気機械器具(改正)	1	1 電気機械器具(改正)	1	1
43 熊本県	3 和服裁縫(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	2 内燃機関電装品(改正)	2	2 内燃機関電装品(改正)	2	2
44 大分県	2 和服裁縫(改正)	1	1 男女用洋服(改正)	1	1 電気機械器具(改正)	1	1 電気機械器具(改正)	1	1
45 宮崎県	3 男女用洋服(廃止)、男子既製洋服(改正)	2	1 電気機械器具(改正)	2	1 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1	1 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1	1
46 鹿児島県	1 織錦(改正)	1	1 織錦(改正)	1	1 合計	97	1 合計	33	38

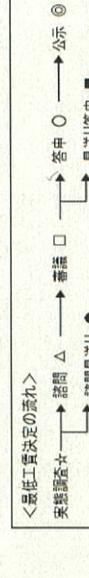
(注)各年度の最低工賃の件数は令和4年3月18日現在のものである。なお、件名の後の()は、計画策定期点における予定を記載したもの。改訂、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

第14次最低工賃新設・改正計画(令和4年4月～7年3月)

(令和6年3月12日現在)

局名	件名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	名	件数	名	件数	名
01 北海道 和服裁縫(改正)→[R5.3.0]	1 男子既製服(廃止)→[R6.3.1] 既定○	1 男子既製服(改正)→[R6.4.15, 4.26(予定) □]	1 男子・婦人既製服(改正)	1 男子・婦人既製服(予定) ●	1 男子・婦人既製服(改正)	1 男子・婦人既製服(改正)	2
02 青森 富士機械器具(改正)→[R5.3.1] 改正○	1 和服裁縫(改正)→[R6.1.20] ●	1 電気機械器具(改正)→[R5.1.25] ●	1 男子・婦人服(改正)→[R6.2.14] ○	1 男子・婦人服(改正)→[R6.2.16] ○	1 電気機械器具(改正)	1 男子・婦人既製洋服(廃止)	3
03 岩手 通信機器用部品(改正)→[R6.1.10] ■	1 男子・婦人服(改正)→[R6.1.10] ■	1 男子・婦人服(改正)→[R6.2.16] ○	1 男子・婦人既製服(改正)→[R6.2.16] ○	1 男子・婦人既製服(改正)	1 男子・婦人既製服(改正)	1 男子・婦人既製服(改正)	2
04 宮城 電気機械器具(改正)→[R6.1.10] ■	1 外衣・シャツ(改正)→[R6.2.6] ○	1 婦人・子供既製服(廃止)→[R6.3.5] ●	1 電気機械器具(改正)→[R6.3.5] ●	1 電気機械器具(改正)→[R6.2.4 改正○]	1 衣服(改正)	1 電気機械器具(改正)	2
05 秋田 横幅二ツ釦(改正)→[R4.11.16] ●	1 婦人服(廃止)→[R5.11.13] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.16] ○	1 婦人服(改正)→[R6.2.29] △	1 紙加工品(改正)→[R6.2.29] △	1 男子既製洋服(改正)	1 男子既製洋服(改正)	3
06 山形 高靴(改正)→[R5.6.5 改正○] 靴製(改正)→[R5.6.5 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.22] ○	1 婦人既製洋服(廃止)→[R6.3.18(予定) □]	1 電気機械器具(改正)→[R6.2.9] ●	1 作業工具(改正)→[R6.3.4] ●	1 フラスナー加工(改正)→[R6.2.22] ○	1 婦人既製洋服(廃止)	1 電気機械器具(改正)
07 福島 電気機械器具(改正)→[R6.3.23 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.3.22] ○	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.7 ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 フラスナー加工(改正)→[R6.2.22] ○	1 男子既製洋服(廃止)	1 男子既製洋服(廃止)
08 茨城 電気機械器具(改正)→[R6.9.12] ○ 男子既製洋服(廃止)→[R5.3.7] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.9.12] ○	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.14] ○	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 フラスナー加工(改正)→[R6.2.22] ○	1 男子既製洋服(廃止)	3
09 栃木 横幅二ツ釦(改正)→[R4.11.16] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.23] ○	1 男子既製洋服(廃止)	2				
10 群馬 洋食器・器物(改正)→[R5.3.3] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.23] ○	1 男子既製洋服(廃止)	3				
11 埼玉 電気機械器具(改正)→[R6.3.29 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.3.29 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.7 ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(廃止)	4
12 千葉 男子既製洋服(改正)→[R6.7.10 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.7.10 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.7 ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(廃止)	4
13 東京 電気機械器具(改正)→[R6.2.22] ○	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.22] ○	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.22] ○	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.22] ○	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.22] ○	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.22] ○	1 男子既製洋服(廃止)	5
14 神奈川 スカラーハンカチーフ(廃止)→[R5.2.20] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.20] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.20] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.20] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.20] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.20] ●	1 男子既製洋服(廃止)	3
15 新潟 洋食器・器物(改正)→[R5.3.3] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.3.3] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.3.3] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.3.3] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.3.3] ●	1 男子既製洋服(改正)→[R6.3.3] ●	1 男子既製洋服(廃止)	3
16 富山 電気機械器具(改正)→[R5.3.29 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R5.3.29 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.7 ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(廃止)	2
17 石川 眼鏡(改正)→[R5.3.23 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R5.3.23 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.7 ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(廃止)	0
18 福井 眼鏡(改正)→[R5.3.23 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R5.3.23 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.7 ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(廃止)	3
19 山梨 電気機械器具(改正)→[R5.3.23 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R5.3.23 改正○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.7 ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男子既製洋服(廃止)	2
20 長野 男女既製洋服(改正)→[R5.4.5 改正○]	1 男女既製洋服(改正)→[R5.4.5 改正○]	1 男女既製洋服(改正)→[R6.2.7 ○]	1 男女既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男女既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男女既製洋服(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 男女既製洋服(廃止)	2
21 岐阜 両面電気配線装置(改正)→[R5.4.5 改正○]	1 両面電気配線装置(改正)→[R5.4.5 改正○]	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.7 ○]	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.15(改正) ○]	1 両面電気配線装置(廃止)	2
22 静岡 下着・襦袢着(廃止)→[R6.1.☆]	1 下着・襦袢着(廃止)→[R6.1.☆]	1 下着・襦袢着(廃止)→[R6.1.☆]	1 下着・襦袢着(廃止)→[R6.1.☆]	1 下着・襦袢着(廃止)→[R6.1.☆]	1 下着・襦袢着(廃止)→[R6.1.☆]	1 下着・襦袢着(廃止)	1
23 爽快 丹後地区綿・綿・毛織物(廃止)→[R5.2.1] ●	1 丹後地区綿・綿・毛織物(廃止)→[R5.2.1] ●	1 丹後地区綿・綿・毛織物(廃止)→[R5.2.1] ●	1 丹後地区綿・綿・毛織物(廃止)→[R5.2.1] ●	1 丹後地区綿・綿・毛織物(廃止)→[R5.2.1] ●	1 丹後地区綿・綿・毛織物(廃止)→[R5.2.1] ●	1 丹後地区綿・綿・毛織物(廃止)	1
24 三重 両面電気配線装置(改正)→[R5.2.1] ●	1 両面電気配線装置(改正)→[R5.2.1] ●	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(廃止)	1
25 京都 両面電気配線装置(改正)→[R5.2.1] ●	1 両面電気配線装置(改正)→[R5.2.1] ●	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(廃止)	1
26 大阪 両面電気配線装置(改正)→[R5.2.1] ●	1 両面電気配線装置(改正)→[R5.2.1] ●	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(廃止)	1
27 兵庫 両面電気配線装置(改正)→[R5.2.1] ●	1 両面電気配線装置(改正)→[R5.2.1] ●	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(廃止)	1
28 兵庫 両面電気配線装置(改正)→[R5.2.1] ●	1 両面電気配線装置(改正)→[R5.2.1] ●	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(廃止)	1
29 美濃 両面電気配線装置(改正)→[R5.2.1] ●	1 両面電気配線装置(改正)→[R5.2.1] ●	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(改正)→[R6.2.16] ○	1 両面電気配線装置(廃止)	1
30 和歌山 和服裁縫(改正)→[R5.3.13] ●	1 和服裁縫(改正)→[R5.3.13] ●	1 和服裁縫(改正)→[R4.1.1 改正①] 第13次計画分	1 和服裁縫(改正)→[R4.1.1 改正①] 第13次計画分	1 和服裁縫(改正)→[R5.11.27] ●	1 和服裁縫(改正)→[R5.11.27] ●	1 和服裁縫(改正)→[R5.11.27] ●	1 和服裁縫(改正)
31 鳥取 和服裁縫(改正)→[R5.3.13] ●	1 和服裁縫(改正)→[R5.3.13] ●	1 和服裁縫(改正)→[R4.1.1 改正①] 第13次計画分	1 和服裁縫(改正)→[R4.1.1 改正①] 第13次計画分	1 和服裁縫(改正)→[R5.11.27] ●	1 和服裁縫(改正)→[R5.11.27] ●	1 和服裁縫(改正)→[R5.11.27] ●	4
32 島根 男女既製洋服(改正)→[R5.1.3] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R5.1.3] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.1.4 改正①] 第13次計画分	4				
33 鳥取 男女既製洋服(改正)→[R5.1.3] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R5.1.3] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.1.4 改正①] 第13次計画分	4				
34 広島 衛生用紙(改正)→[R4.6.23] ●	1 衛生用紙(改正)→[R4.6.23] ●	1 衛生用紙(改正)→[R4.6.23] ●	1 衛生用紙(改正)→[R4.6.23] ●	1 衛生用紙(改正)→[R4.6.23] ●	1 衛生用紙(改正)→[R4.6.23] ●	1 衛生用紙(改正)→[R4.6.23] ●	4
35 山口 男女既製洋服(改正)→[R4.11.7] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R4.11.7] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.1.4 改正①] 第13次計画分	4				
36 徳島 織製(下着・ハンカチーフ)(改正)→[R4.11.7] ●	1 織製(下着・ハンカチーフ)(改正)→[R4.11.7] ●	1 織製(下着・ハンカチーフ)(改正)→[R4.11.7] ●	1 織製(下着・ハンカチーフ)(改正)→[R4.11.7] ●	1 織製(下着・ハンカチーフ)(改正)→[R4.11.7] ●	1 織製(下着・ハンカチーフ)(改正)→[R4.11.7] ●	1 織製(下着・ハンカチーフ)(改正)→[R4.11.7] ●	4
37 香川 タオル(改正)→[R6.3.18(予定)] ●	1 タオル(改正)→[R6.3.18(予定)] ●	1 タオル(改正)→[R6.3.18(予定)] ●	1 タオル(改正)→[R6.3.18(予定)] ●	1 タオル(改正)→[R6.3.18(予定)] ●	1 タオル(改正)→[R6.3.18(予定)] ●	1 タオル(改正)→[R6.3.18(予定)] ●	4
38 愛媛 男女既製洋服(改正)→[R6.1.31] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.1.31] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.1.31] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.1.31] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.1.31] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.1.31] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.1.31] ●	4
39 知多 和服裁縫(廃止)→[R6.2.19] ●	1 和服裁縫(廃止)→[R6.2.19] ●	1 和服裁縫(廃止)→[R6.2.19] ●	1 和服裁縫(廃止)→[R6.2.19] ●	1 和服裁縫(廃止)→[R6.2.19] ●	1 和服裁縫(廃止)→[R6.2.19] ●	1 和服裁縫(廃止)→[R6.2.19] ●	4
40 福岡 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19(予定)] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19(予定)] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19(予定)] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19(予定)] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19(予定)] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19(予定)] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19(予定)] ●	4
41 佐賀 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	4
42 長崎 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.19] ●	4
43 熊本 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.3.21] ●	4
44 大分 男女既製洋服(改正)→[R6.4.18 廃止] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.4.18 廃止] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.4.18 廃止] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.4.18 廃止] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.4.18 廃止] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.4.18 廃止] ●	1 男女既製洋服(改正)→[R6.4.18 廃止] ●	4
45 宮崎 婦人既製洋服(廃止)→[R4.4.18 廃止] ●	1 婦人既製洋服(廃止)→[R4.4.18 廃止] ●	1 婦人既製洋服(廃止)→[R4.4.18 廃止] ●	1 婦人既製洋服(廃止)→[R4.4.18 廃止] ●	1 婦人既製洋服(廃止)→[R4.4.18 廃止] ●	1 婦人既製洋服(廃止)→[R4.4.18 廃止] ●	1 婦人既製洋服(廃止)→[R4.4.18 廃止] ●	4
46 府見島 沖縄見送り=● 評議中=□ 路問済=△ 実態調査中=☆ 調査見送り=● 見送り答申=■ 未着案=▲	1 沖縄見送り=● 評議中=□ 路問済=△ 実態調査中=☆ 調査見送り=● 見送り答申=■ 未着案=▲	1 沖縄見送り=● 評議中=□ 路問済=△ 実態調査中=☆ 調査見送り=● 見送り答申=■ 未着案=▲	1 沖縄見送り=● 評議中=□ 路問済=△ 実態調査中=☆ 調査見送り=● 見送り答申=■ 未着案=▲	1 沖縄見送り=● 評議中=□ 路問済=△ 実態調査中=☆ 調査見送り=● 見送り答申=■ 未着案=▲	1 沖縄見送り=● 評議中=□ 路問済=△ 実態調査中=☆ 調査見送り=● 見送り答申=■ 未着案=▲	1 沖縄見送り=● 評議中=□ 路問済=△ 実態調査中=☆ 調査見送り=● 見送り答申=■ 未着案=▲	4
47 沖縄 合計	26	33	33	33	33	33	98

<最低工賃決定の流れ>



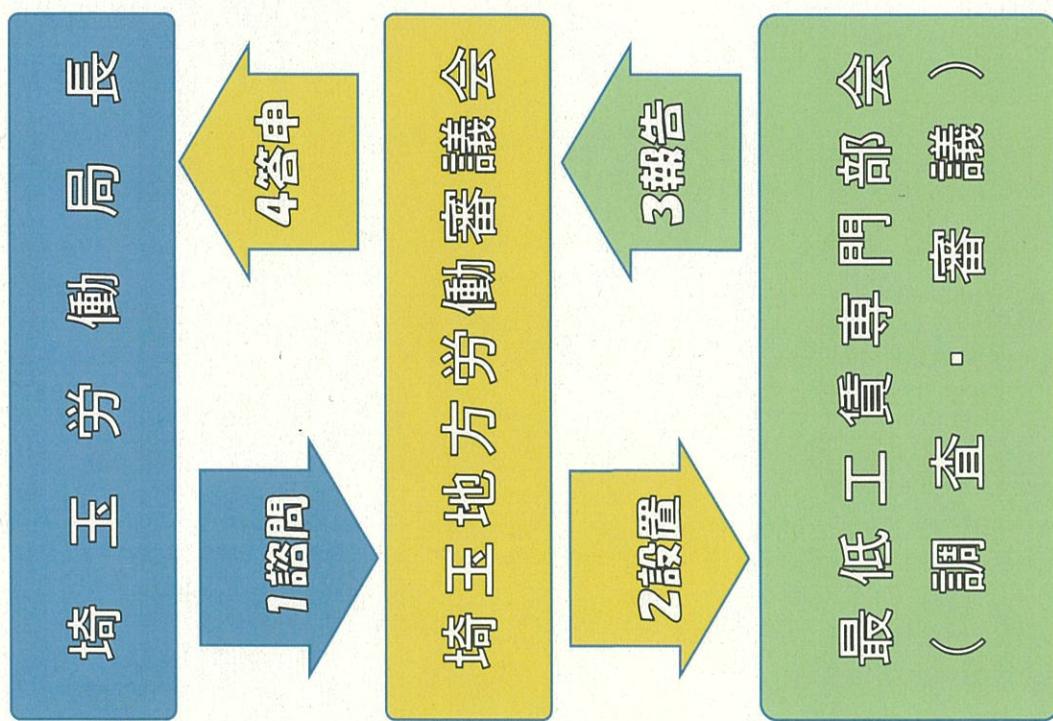
公示済=○ 答申済=○ 葉議中=□ 路問済=△ 実態調査中=☆ 調査見送り=● 見送り答申=■ 未着案=▲

令和5年度最低工賃新設・改正状況

(令和6年3月12日現在)

令和5年度実施状況		内訳		数
公示済	新設 改正 廃止	栃木電気機械器具		1
答申済	改正 廃止	福島外衣・シャツ、秋田男子服・婦人服・子供服、山形男子・婦人既製服、富山ファスナー加工、山梨婦人服、長野電気機械器具		6
見送り答申		北海道男子既製服		1
審議中		青森和服裁縫(改正)、東京婦人既製洋服(改正)、奈良靴下(改正)、山口和服裁縫(廃止)、長崎和服裁縫(廃止)		5
諸問中	新設 改正 廃止	埼玉紙加工品、京都丹後地区絹織物業、鳥取和服裁縫		3
諸問見送り		岩手電気機械器具、宮城男子服・婦人服、茨城婦人・子供既製服、群馬婦人服、神奈川電気機械器具、新潟作業工具、岐阜婦人服、岐阜男子既製洋服、兵庫釣針、島根電気機械器具、広島電気機械器具、愛媛タオル、福岡婦人服、熊本縫製、大分衣服、大分電気機械器具		16
実態調査中		滋賀下着・補整着		1
未着手		合計		0
				33

最低工賃改正手続の流れ



官報公示から 30 日後に効力発生

埼玉県紙加工品製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

埼玉県の区域内で紙加工品製造業に係る組立て箱の組立て又はサックはり箱の折曲げ及びのり付けの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、規格欄及び業務欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	規 格	業 務	金 額
組 立 て 箱	容積が 1, 000 立方センチメートル未満のもの	上箱及び下箱 の組立て	1組につき 6円 50 銭
	容積が 1, 000 立方センチメートル以上 3, 000 立方センチメートル未満のもの		1組につき 7円 66 銭
	容積が 3, 000 立方センチメートル以上 5, 000 立方センチメートル未満のもの		1組につき 10円
	容積が 5, 000 立方センチメートル以上のもの		1組につき 12円 50 銭
サ ック は り 箱	面積が 500 平方センチメートル未満のもの	折曲げ及びの り付け	1個につき 2円 61 銭
	面積が 500 平方センチメートル以上 1, 000 平方センチメートル未満のもの		1個につき 2円 92 銭
	面積が 1, 000 平方センチメートル以上 3, 000 平方センチメートル未満のもの		1個につき 3円 44 銭
	面積が 3, 000 平方センチメートル以上のもの		1個につき 3円 86 銭

備考 上記金額は、のり代を除くものとする。

4 効力発生の日 平成9年4月30日

[委託者は次のことを守ってください。]

- 1 平成9年4月30日からは、上記の最低工賃額以上の工賃を支払ってください。
- 2 工賃は、原則として通貨で支払ってください。（家内労働者の同意があれば、預金口座への振込み、郵便為替による支払いが認められます。）
- 3 工賃は、物品を受領した日から1か月以内又は毎月の工賃締切日から1か月以内に支払ってください。
- 4 家内労働手帳を交付し、仕事を委託する都度、次のことを記入してください。
 - 1) 仕事の内容、委託年月日、物品の数量、納品の時期
 - 2) 工賃の単価、支払日

資料 8

埼玉県最低賃金の推移

	時間額(円)	指標(H9基準)	
H9	652	100.0	
H10	664	101.8	
H11	669	102.6	
H12	673	103.2	
H13	677	103.8	
H14	678	104.0	
H15	678	104.0	
H16	679	104.1	
H17	682	104.6	
H18	687	105.4	
H19	702	107.7	
H20	722	110.7	
H21	735	112.7	
H22	750	115.0	
H23	759	116.4	
H24	771	118.3	
H25	785	120.4	
H26	802	123.0	
H27	820	125.8	
H28	845	129.6	
H29	871	133.6	
H30	898	137.7	
R1	926	142.0	
R2	928	142.3	
R3	956	146.6	
R4	987	151.4	
R5	1028	157.7	

【資料出所：埼玉労働局労働基準部賃金室】

消費者物価指数の推移

	R2基準	H9基準
H9	97.7	100.0
H10	98.3	100.6
H11	97.9	100.2
H12	97.1	99.4
H13	96.0	98.3
H14	94.7	96.9
H15	94.5	96.7
H16	94.8	97.0
H17	94.6	96.8
H18	94.4	96.6
H19	94.4	96.6
H20	95.6	97.9
H21	94.2	96.4
H22	93.3	95.5
H23	93.2	95.4
H24	93.6	95.8
H25	94.3	96.5
H26	97.5	99.8
H27	98.5	100.8
H28	98.2	100.5
H29	98.5	100.8
H30	99.6	101.9
R1	100.3	102.7
R2	100.0	102.4
R3	99.4	101.7
R4	102.5	104.9
R5	106.2	108.7

R6 1月	107.4	109.9
R6 2月	107.6	110.1
R6 3月	108.1	110.6

【資料出所：総務省統計局 消費者物価指数】

(さいたま市、持家の帰属家賃を除く総合)
「H9基準」の指標は、「R2基準」を基に埼玉労働局労働
基準部賃金室にて算出した。

埼玉県紙加工品製造業における家内労働実態調査結果【令和5年度】

埼玉労働局労働基準部賃金室

1 調査の目的

埼玉県内における紙加工品製造業の家内労働の実態を把握し、家内労働法第10条に基づく最低工賃の改定等を検討するための基礎資料を得ること。

2 調査対象委託者

前回令和2年度に実施した同調査を参考に、家内労働委託事業所名簿に登載されている、埼玉県内の紙加工品製造業の家内労働の委託が推定される97事業所及びその所属の家内労働者（各事業所2名）を対象とした。

3 調査事項

(1) 委託者に対する調査事項

- ア 事業所の名称、所在地、労働者数、事業の内容
- イ 紙加工に従事する労働者のうち最も賃金の低い労働者の時給
- ウ 事業所における家内労働者への委託状況
 - ①委託状況
 - ②男女別委託家内労働者数
 - ③工賃の支払状況（支払総額、支払対象人数、最高額、最低額）
- エ 工賃の改定状況及び仕事の変化等
- オ 委託業務の内容
 - ・最低工賃種別ごとの品名、工賃単価、1時間当たりの作業量、委託家内労働者数等

(2) 家内労働者に対する調査事項

- ア 属性（性別、年齢、世帯主との関係）
- イ 家内労働の従事状況（経験年数、1日あたりの平均作業時間、1か月あたりの平均作業日数）
- ウ 工賃額の決定方法
- エ 家内労働を行っている理由
- オ 最低工賃の認識
- カ 最低工賃が廃止となった場合の影響
- キ 最低工賃廃止の是非について
- ク 工賃の改定状況及び受託量の変化等
- ケ 受託業務の内容
 - ・最低工賃種別ごとの品名、工賃単価、1時間当たりの作業量、委託家内労働者数等

4 調査の実施時期

令和5年9月20日から同年10月11日まで

5 調査の対象時期

工賃の支払状況については令和5年7月分

工賃改定状況及び仕事量については最近2年間

6 調査の方法

調査は、郵送による通信調査で実施した。調査票2種類（委託者用調査票・家内労働者用調査票）を委託者宛に送付し、家内労働者用調査票については委託者に家内労働者を任意抽出したうえで同書類を配布するよう依頼した。任意抽出にあたっては、埼玉県紙加工品製造業最低工賃に該当する品目・作業工程（組立て箱の組立て、サックはり箱の折曲げ及びのり付けの業務）に従事する者がいる場合はその者を、いない場合は他業務に従事する者を選んで配布するよう依頼した。

調査票の提出については、委託者、家内労働者とともに、返信用封筒により直接当局へ送付するよう依頼した。

なお、一部については、電話聴取により回答を得た。また、期限を過ぎて提出回答のない事業所（委託者）については、電話により協力依頼を行い、回答率の上昇に努めた。

7 調査結果の概要

(1) 調査を実施した97事業所のうち、44事業所から回答が得られ、15事業所について廃止等の情報を得た（電話等で廃止確認7件、郵便物返戻6件、電話不通2件）。

業務委託を行っていると回答したのは20事業所であり、そのうち家内労働者に直接委託していると回答したのは18事業所で、2事業所は間接的に（他社を介して家内労働者に）委託していると回答した。また、20事業所のうち、現行の紙加工品製造業に関する最低工賃が適用される業務を委託していたのは12事業所であった。

家内労働者に直接委託している事業所のうち、今後も委託する考えがあると回答したのは10事業所、今後は様子を見て委託すると回答したのは2事業所であり、今後不明等が6事業所であった。

委託自体を行っていないもの、紙加工品（紙箱）の委託を行っていないものは、24事業所であった。

(2) 事業所において紙加工の業務に従事する労働者のうち、最も賃金が低い労働者の時給は、常用労働者で最高1,848円、最低900円、パートタイム・臨時労働者で最高1,150円、最低980円であった。

なお、時給900円の常用労働者の作業内容は「配達・回収」。時給980円のパートタイム・臨時労働者の作業内容は「粘着シートの梱包」であった。

(3) 現行の紙加工品製造業に関する最低工賃が適用される業務を委託していたのは12

事業所、最低工賃適用業務の家内労働者は 88 人であった。

なお、前回の調査（令和 2 年度実施）では、現行の紙加工品製造業に関する最低工賃が適用される業務を委託していたのは 13 事業所、最低工賃適用業務の家内労働者は 149 人であった。

- (4) 業務委託している事業所で、現行の紙加工品製造業に関する最低工賃が適用される業務を委託していた 12 事業所について、令和 5 年 7 月分として最低工賃適用対象の家内労働者に支払われた工賃額を見ると、最高が 92,200 円、最低が 647 円であった。

なお、1 人当たりの平均額では 29,834 円（円未満切り捨て）であった。

- (5) 最近 2 年間における工賃の改定状況について、上げたと回答したのは 3 事業所、変わらないと回答したのは 8 事業所であった。また、工賃の改定予定について、未定と回答したのは 8 事業所、近く改定予定と回答したのは 2 事業所であった。

- (6) 最近 2 年間における委託仕事量の変化について、増えたと回答した事業所は無く、減ったと回答したのは 9 事業所、変わらないと回答したのは 2 事業所であった。また、今後の仕事量の見通しについて、増えると回答したのは 2 事業所、減ると回答したのは 5 事業所、変わらないと回答したのは 3 事業所であった。

- (7) 家内労働者調査については、194 名の調査対象者のうち 26 名より回答が得られた。工賃額の条件について、会社側が決めていると回答したのは 22 名、両者の話し合いで決まると回答したのは 4 名であった。

家内労働を行っている理由について、家計を補助するためと回答したのは 13 名、自分の自由なお金を得るためと回答したのは 2 名、生計を維持するためと回答したのは 3 名、余暇時間を活用するためと回答したのは 6 名であった。

紙加工品製造業最低工賃について、知っていたと回答したのは 7 名、知らなかつたと回答したのは 17 名であった。

最低工賃が廃止となった場合の影響について、影響が出ると思わないと回答したのは 17 名、委託工賃が下がる影響が出ると回答したのは 6 名であった。

最低工賃について、廃止すべきであると回答したのは 11 名、現状のままの額で最低工賃は維持すべきと回答したのは 8 名、最低工賃は廃止せずかつ工賃額を上げるべきと回答したのは 3 名、その他の回答をしたのは 2 名であった。

第2 調査結果

1 調査結果表(委託者)

(1)回答状況

区分	合計	回答有					回答無	回答拒否		
		委託有		委託無	廃止	対象外				
		直接	間接							
調査対象事業所数	97	59	18	2	20	15	4	30		
比率(%)	100.0	60.8	18.5	2.0	20.6	15.4	4.1	30.9		
								8		

* 「回答有」欄には、「電話連絡受け分」を含む

* 「直接委託有」18事業所のうち、直接・間接両形態での委託を行っている先：3事業所

(2)紙加工の業務に従事する労働者の最高・最低賃金額等

区分	内訳	1時間当たりの賃金 (円)	経験年数		職種又は作業内容
			(年)	(ヶ月)	
常用労働者	最高	1,848	0	11	営業
	最低	900	20		配達・回収
パート・臨時労働者	最高	1,150	5	0	貼箱製造
	最低	1,150	5	0	貼箱製造
		980		3	粘着シートの梱包

(3)季節的な委託量の変動

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	小計
多い月	2	2	1	2	3	2	12
通常の月	6	3	8	8	6	5	36
少ない月	4	7	3	2	3	5	24

区分	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計	合計
多い月	3	1	3	7	9	9	32	44
通常の月	4	7	6	5	2	3	27	63
少ない月	5	4	3	0	1	0	13	37

* 「委託量の変動あり」と答えた先：12事業所、「変動なし」と答えた先：2事業所、未回答：0事業所

(4)家内労働(内職)者の委託状況 ※最低工賃の適用を受ける品目・規格を取り扱う事業所について

規模別委託者数及び家内労働者数

雇用労働者規模	委託者数 (事業所)	家内労働者数(人)			
		男	女	合計	
~9人	6	5	46	51	
10人～29人	2	0	6	6	
30人～99人	4	5	26	31	
100人以上	0	0	0	0	
合計	12	10	78	88	

工賃の支払い状況

一人あたりの平均工賃額(円)	最高工賃額(円)	最低工賃額(円)
29,834	92,200	647

工賃改定状況(最近2年間)

区分	事業所数
工賃を上げた	3
工賃を下げる	0
変わらない	8
未回答	1
合計	12

工賃改定予定

区分	事業所数
近く改定予定	2
今のところ未定	8
未回答	2
合計	12

仕事量の変化(最近2年間)

区分	事業所数
増えた	0
減った	9
変わらない	2
未回答	1
合計	12

今後の仕事量の見通し

区分	事業所数
増える	2
減る	5
変わらない	3
未回答	2
合計	12

原材料のうち、家内労働者の持ち物の有無

区分	事業所数
負担あり	0
負担なし	11
未回答	1
合計	12

家内労働者が使用する機械

区分	事業所数
機械あり	1
会社持ち	1
労働者持ち	0
機械なし	10
未回答	1
合計	12

不良品が出た場合の取り扱い

区分	回答数 (*)
特別な扱いはしない	5
やり直しさせる	5
工賃を減額させる	1
買い取らせる	0
弁償させる	0
その他	0
未回答	1
合計	12

* 同一事業所から複数回答あり

(5)紙加工品製造業工賃実態調査 内訳 ※最低工賃の適用を受ける品目・規格を取り扱う事業所からの個別回答と、その平均値

組立て箱

業務	規格	A. 工賃単価		B. 標準作業量	A×B. 工賃額	工程別 家内労働者数
		1組あたり		1時間あたり		
		(円)	(銭)	(組)	(円)	(人)
容積が 1,000立方センチメートル未満 のもの		3	30			1
		7	00	50	350	16
		7	00	100	700	1
		8	00	80	640	6
		9	00			4
		9	00	50	450	32
		9	00	60	540	6
		9	00	80	720	6
		10	00	90	900	1
		10	00	100	1,000	6
		11	00	50	550	16
		14	00			4
		14	00	1	14	4
		15	00	50	750	16
現行最低工賃	1組につき 6円 50銭	平均 10円 08銭		平均 55組	平均 539円	計 119人
		A. 工賃単価 1組あたり		B. 標準作業量 1時間あたり		工程別 家内労働者数
上 箱 及 び 下 箱 の 組 立 て	規格	(円)	66	(組)	(円)	
		7	66	45	345	
		7	66	30	230	
		8	00	60	480	20
		10	00	60	600	6
		12	50	60	750	5
		15	00	100	1,500	1
		16	00			8
		現行最低工賃	1組につき 7円 66銭	平均 10円 63銭	平均 61組	平均 576円 計 40人
		A. 工賃単価 1組あたり		B. 標準作業量 1時間あたり		工程別 家内労働者数
		(円)	(銭)	(組)	(円)	
容積が 3,000立方センチメートル以上 5,000立方センチメートル未満 のもの		10	00	26	260	
		10	00	40	400	
		10	10	100	1,010	1
		12	60	100	1,260	1
		30	00	40	1,200	
		現行最低工賃	1組につき 10円	平均 11円 35銭	平均 100組	平均 1,135円 計 2人
		A. 工賃単価 1組あたり		B. 標準作業量 1時間あたり		工程別 家内労働者数
		(円)	(銭)	(組)	(円)	
		11	00	100	1,100	
		13	00	90	1,170	
		14	00	70	980	
		15	00	80	1,200	
		45	00	30	1,350	
		現行最低工賃	1組につき 12円 50銭	平均 円 銭	平均 組	平均 円 計 人

* 平均値は、工程別家内労働者数による加重平均で算出

サックはり箱

業務	規格	A. 工賃単価		B. 標準作業量	A×B. 工賃額	工程別 家内労働者数
		1個あたり		1時間あたり		
		(円)	(銭)	(個)	(円)	(人)
折曲げ及びのり付け	面積が 500平方センチメートル未満 のもの	2	05	350	718	1
		3	00			4
		3	00	2,560	7,680	1
		3	00	3,130	9,390	1
		3	00	3,560	10,680	1
		5	00	150	750	5
	現行最低工賃	1個につき	平均 2円 61銭	平均 3円 69銭	平均 1150個	計 3579円 13人
折曲げ及びのり付け	規格	A. 工賃単価		B. 標準作業量	A×B. 工賃額	工程別 家内労働者数
		1個あたり		1時間あたり		
		(円)	(銭)	(個)	(円)	(人)
		2	05	350	718	1
		3	05	150	458	1
	現行最低工賃	1個につき	平均 2円 92銭	平均 2円 55銭	平均 250個	計 587円 2人
折曲げ及びのり付け	規格	A. 工賃単価		B. 標準作業量	A×B. 工賃額	工程別 家内労働者数
		1個あたり		1時間あたり		
		(円)	(銭)	(個)	(円)	(人)
	現行最低工賃	1個につき	平均 3円 44銭	平均 円 銭	平均 個	計 円 人
折曲げ及びのり付け	規格	A. 工賃単価		B. 標準作業量	A×B. 工賃額	工程別 家内労働者数
		1個あたり		1時間あたり		
		(円)	(銭)	(個)	(円)	(人)
	現行最低工賃	1個につき	平均 3円 86銭	平均 円 銭	平均 個	計 円 人

* 平均値、工程別家内労働者数による加重平均で算出

(6)現在の業界の状況や家内労働の委託状況等についての意見

所在地	意見
県南	当社では内職家さんが仕事しやすいように、空いている時間に自分のペースでやつてもらっている。材料を自宅まで届け仕上がった品は当社で引き取りに行く。それも内職家さんの都合に合わせている。双方納得のうえ依頼している。
県北	委託家内労働(内職)者数の人数ですが、毎回同じ物を作業をするわけではないので(その日によって変わる)人数は分かりません。
県央	箱のサイズで規定するのはナンセンス。作業工数で判断する以外ない。ちなみにこの内容は何度もここに記載しているが、全く反映されない。このアンケートに回答する意味を全く見出せない。
県西	各加工品が完成品で個単位での記入ができません。
県央	人が作るので1人ずつ違います。1つ1つの大きさだけで決められるのは不本意です。又、犬やねこや、喫煙(タバコのにおい等)作業時の子供さんたちのみ物の管理や、持ち込み、回収等による差があるので、一律に出来ない。持込様には、車等でもってきてもらうので、少し高くしている(1個あたり0.00円 物により) 「最低工賃」という言葉で表現されると やさしいものにも多額を、むづかしい物には会社の利益のない物も多数になり、失敗した分の作り直し(1枚ずつ紙を印刷するのではなく、ロットで印刷、ぬき、バラシ、包装)する代金も会社は、なくなってしまいます。一度へんなつや、よごれがつくと、ハイキしなくてはなりません。ただのフタと身ではないので大きくてもらくなもの小さくてもたいへんなものがあるので、(埼玉県最低工賃の)規格は弊社には合っていない。本当の物に対する価値で合意できる対価を決める。ただハコを折るだけでなく(入るものに合わせた、購入したくなる箱をめざして)色々な会社の箱を作っております、大きさや、ふくざつか、で大きく単価をかえなくてはなりません。受けた仕事の箱を、いかに、らくに、内職者様たちに作って頂けるのか、設計から、包装までを考えております。最低工賃を大きさだけで決められても、中の仕切りや、思い入れでお菓子の箱は、たべるものを入れ、又、美しく、楽しんで見て、美しい事と、たべたいという欲求をよりかなえるものです。家内労働者様に対し、悪意をもった行動をとつておりません。寸法だけで決めた物は、お得意様の見積ハンイ内でおさまるものではありません事をふまえて頂きたく、お願い申し上げます。(中略)問い合わせ方の変更をお願いいたしました、書きました。

2 調査結果表(家内労働者)

(1)回答状況

区分	合計	回答	未回答
調査対象者数(人)	194	26	168
比率(%)	100.0%	13.4%	86.5%

(2)年齢層別回答者数

区分	家内労働者数(人)		
	男	女	合計
30歳～39歳	0	3	3
40歳～49歳	0	3	3
50歳～59歳	0	10	10
60歳～69歳	0	5	5
70歳～79歳	0	5	5
合計	0	26	26

※平均年齢：55.3歳

(3)世帯主との関係

区分	家内労働者数(人)	比率(%)
専業(自らが世帯主で、本業として働いている)	3	11.5%
副業(自らが世帯主で、本業の合間に働いている)	0	0.0%
内職(自らが世帯主ではなく、家計補助的に働いている)	23	88.5%
合計	26	100.0%

(4)回答時点での家内労働経験年数

区分	家内労働者数(人)	比率(%)
1年未満	1	4.0%
1年以上～5年未満	3	12.0%
5年以上～10年未満	9	36.0%
10年以上～20年未満	10	40.0%
20年以上～30年未満	0	0.0%
30年以上	2	8.0%
合計	25	100.0%

※平均家内労働経験年数：9.9年

(5)1日あたりの平均作業時間

区分	家内労働者数(人)	比率(%)
1時間未満	0	0.0%
1時間以上～3時間未満	2	7.7%
3時間以上～6時間未満	17	65.4%
6時間以上～9時間未満	7	26.9%
9時間以上～12時間未満	0	0.0%
12時間以上	0	0.0%
合計	26	100.0%

※平均作業時間：4.4時間

(6)1ヵ月あたりの平均作業日数

区分	家内労働者数(人)	比率(%)
5日未満	0	0.0%
5日以上～10日未満	1	4.2%
10日以上～15日未満	3	12.5%
15日以上～20日未満	8	33.3%
20日以上～25日未満	8	33.3%
25日以上	4	16.7%
合計	24	100.0%

※平均作業日数：18日

(7)工賃額の決定方法

区分	家内労働者数(人)	比率(%)
会社側が決める	22	84.6%
自分が要求する額で決まる	0	0.0%
両者の話し合いで決まる	4	15.4%
その他	0	0.0%
合計	26	100.0%

(8)家内労働を行っている理由(複数回答あり)

区分	回答数
生計を維持するため	3
家計を補助するため	13
自分の自由なお金を得るため	2
余暇時間を活用するため	6
委託者に協力を依頼されて	1
その他	0

(9)最低工賃の認識

区分	家内労働者数(人)	比率(%)
紙加工品最低工賃を知っていた	7	29.2%
紙加工品最低工賃を知らなかった	17	70.8%
合計	24	100.0%

(10)最低工賃が廃止となった場合の影響

区分	家内労働者数(人)	比率(%)
影響が出ると思わない	17	70.8%
影響が出ると思う	7	29.2%
委託工賃が上がる	0	0.0%
委託工賃が下がる	6	25.0%
その他	0	0.0%
合計	24	100.0%

(11)最低工賃廃止の是非

区分	家内労働者数(人)	比率(%)
最低工賃は廃止すべきである	11	45.8%
最低工賃は廃止すべきでない	13	54.2%
工賃額を上げるべきである	3	12.5%
工賃額を下げるべきである	0	0.0%
工賃額は現状のままでよい	8	33.3%
その他	2	8.3%
合計	24	100.0%

(12)季節的な委託量の変動

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	小計
多い月	2	4	1	1	2	7	17
通常の月	6	3	14	10	10	3	46
少ない月	9	11	2	6	6	8	42

区分	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計	合計
多い月	6	4	7	9	11	9	46	63
通常の月	4	6	6	7	5	3	31	77
少ない月	8	7	4	1	1	5	26	68

(13) 家内労働の受託状況

工賃改定状況(最近2年間)

区分	家内労働者数
工賃が上がった	7
工賃が下がった	3
変わらない	15
未回答	1
合計	26

今後の工賃改定予定

区分	家内労働者数
近く改定予定	0
今のところ未定	21
未回答	5
合計	26

仕事量の変化(最近2年間)

区分	家内労働者数
増えた	3
減った	13
変わらない	9
未回答	1
合計	26

今後の仕事量の見通し

区分	家内労働者数
増える	2
減る	7
変わらない	12
未回答	5
合計	26

原材料のうち、家内労働者の持ち物の有無

区分	家内労働者数
負担あり	0
負担なし	24
未回答	2
合計	26

家内労働者が使用する機械

区分	家内労働者数
機械あり	3
会社持ち	3
労働者持ち	0
機械なし	22
未回答	1
合計	26

不良品が出た場合の取り扱い

区分	回答数(*)
特別な決まりはない	17
やり直し	6
工賃を減額される	2
買い取り	0
弁償	0
その他	2
未回答	1
合計	28

* 同一家内労働者から複数回答あり

(14)紙加工品製造業工賃実態調査(家内労働者)内訳

委託業務の内容 ※最低工賃の適用を受ける品目・規格を取り扱う 17人からの個別回答と、その平均値を表示

ア 組立て箱

業務	規格	A. 工賃単価 1組あたり (円)	B. 標準作業量 1時間あたり (組)	A×B. 工賃額 (円)	工程別 家内労働者数 (人)
		(銭)			
上箱及び下箱の組立て	容積が 1,000立方センチメートル未満 のもの	5 00	70	350	1
		7 00	30	210	1
		7 00	50	350	1
		7 00	60	420	2
		7 00	100	700	2
		8 00	80	640	2
		9 00	60	540	2
		9 00	80	720	2
		10 00	100	1,000	2
		平均 7円 50銭	平均 74組	平均 597円	計 15人
上箱及び下箱の組立て	容積が 1,000立方センチメートル以上 3,000立方センチメートル未満 のもの	A. 工賃単価 1組あたり (円)	B. 標準作業量 1時間あたり (組)	A×B. 工賃額 (円)	工程別 家内労働者数 (人)
		5 00	80	400	3
		5 00	100	500	3
		6 00	50	300	1
		7 66	25	192	2
		7 66	28	214	1
		7 66	30	230	2
		7 66	32	245	1
		7 66	45	345	2
		8 00	60	480	1
業務	規格	9 00	20	180	1
		10 00	60	600	2
		10 00	80	800	1
		11 00	50	550	1
		13 00	50	650	1
		16 00	30	480	1
		16 00	40	640	1
		平均 7円 66銭	平均 54組	平均 415円	計 24人
		A. 工賃単価 1組あたり (円)	B. 標準作業量 1時間あたり (組)	A×B. 工賃額 (円)	工程別 家内労働者数 (人)
		10 00	25	250	1
上箱及び下箱の組立て	容積が 3,000立方センチメートル以上 5,000立方センチメートル未満 のもの	10 00	30	300	1
		10 00	40	400	1
		10 00			
		10 00			
現行最低工賃	1組につき 10円	平均 10円 00銭	平均 31組	平均 316円	計 3人
		A. 工賃単価 1組あたり (円)	B. 標準作業量 1時間あたり (組)	A×B. 工賃額 (円)	工程別 家内労働者数 (人)
上箱及び下箱の組立て	規格	7 00	100	700	1
現行最低工賃	1組につき 12円 50銭	平均 7円 00銭	平均 100組	平均 700円	計 1人

* 平均値は、工程別家内労働者数による加重平均で算出

イ サックはり箱

業務	規格	A. 工賃単価		B. 標準作業量		A×B. 工賃額		工程別 家内労働者数	
		1個あたり		1時間あたり					
		(円)	(銭)	(個)	(円)	(人)			
折曲げ及びのり付け	面積が 500平方センチメートル未満 のもの	5	00	200	1,000			2	
	面積が 500平方センチメートル以上 1,000平方センチメートル未満 のもの	平均	平均	平均	計				
		5円	00銭	200個	1000円				
	面積が 1,000平方センチメートル以上 3,000平方センチメートル未満 のもの	平均	平均	平均	計				
		3円	66銭	166個	600円				
	面積が 3,000平方センチメートル以上	平均	平均	平均	計				
		5円	00銭	200個	1,000円				
	面積が 3,000平方センチメートル以上	平均	平均	平均	計				
		3円	44銭	200個	1,000円				

* 平均値は、工程別家内労働者数による加重平均で算出

(15)最低工賃に関する意見・要望(家内労働者)

事業所所在地	意見
県東部	出来ることなら最低工賃を上げてほしい。

(写)

埼劳発基 0229 第1号
令和 6 年 2 月 29 日

埼玉地方労働審議会
会長 金井 郁 殿

埼玉労働局長
久知良 俊二

最低工賃の改正決定について（諮問）

家内労働法第 10 条の規定に基づき、埼玉県紙加工品製造業最低工賃（平成 9 年埼玉労働基準局最低工賃公示第 2 号）の改正決定について、貴会の調査審議を求める。

資料 11

紙加工品製造業最低工賃改定試算表（令和5年度 家内労働実態調査）

		0%	1%	2%	4%	7%	12%	15%	17%	20%	23%	26%	30%	36%	38%	43%	45%	53%	63%	69%	91%	95%	100%超
組立て箱 （上箱及び下箱の組立て1組につき）	容積 < 1,000cm ³																						
	1,000cm ³ ≤ 容積 < 3,000cm ³																						
	3,000cm ³ ≤ 容積 < 5,000cm ³																						
	容積 ≥ 5,000cm ³																						
面積 < 500cm ²																							
サックはり箱 （折曲げ及びのりつけ1個につき）	500cm ² ≤ 面積 < 1,000cm ²																						
	1,000cm ² ≤ 面積 < 3,000cm ²																						
面積 ≥ 3,000cm ²																							

注)
・最低工賃に満たないものは除外した。

H9～R5の間の消費物価上昇率(8.7%)

H9～R5の間の最低賃金上昇率(57.7%)

委託事業所数及び家内労働者数の状況

	H10	H15	H22	H25	H 29	R2	R5
調査対象事業所数	50	981	251	276	132	119	97
回答事業所数	50	425	91	142	115	91	59
委託者数							
最低工賃の設定工程に係る業務を委託している事業所数	9	3	2	9	13	13	12
最低工賃の設定工程に係る業務に従事している家内労働者数	77	21	27	53	78	149	88

【資料出所：埼玉労働局「紙加工品製造業家内労働実態調査】

事務所数等の推移（埼玉県 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業）

	H10	H15	H20	H25	H30	R3※1
事務所数（従業員4人以上）	109	101	82	76	73	80
従業員数	2,549	2,486	2,205	2,179	2,247	2,619
現金給与額※2（万円）	1,149,779	1,024,804	982,435	881,423	905,556	1,099,904
原材料使用額等※3（万円）	4,350,757	3,136,526	4,932,697	2,900,085	3,528,126	4,161,610
製造品出荷額等（万円）	8,385,936	6,028,286	8,197,288	5,003,146	7,011,597	8,050,758

【資料出所：埼玉県工業統計調査】

※1 R3のデータは経済センサス活動調査

※2 R3の数値は「事業に従事する者的人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」

※3 R3の数値は「原材料・燃料・電力の使用額等」